

平成22年度 第1回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：平成23年1月11日（火） 午後1時30分～

場所：桜井市役所 第一委員会室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 桜井市副市長 箕輪 周治

3. 議 事

1) 桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について

- ・資料1：桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について（案）

2) 平成21年度事業報告及び収支決算報告について

- ・資料2：平成21年度事業報告について
- ・資料3：平成21年度収支決算報告について

3) 平成22年度実証運行結果及び事後評価について

- ・資料4：桜井市コミュニティバス輸送実績
- ・資料5：桜井市デマンド型乗合タクシー輸送実績
- ・資料6：事後評価（案）

4) 平成23年度桜井市コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシー運行計画について

- ・資料7：平成23年度桜井市コミュニティバス運行計画（案）
- ・資料8：平成23年度桜井市デマンド型乗合タクシー運行計画（案）

5) 平成23年度協議会予算（案）について

- ・資料9：平成23年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）

4. その他

・桜井菟田野線の路線維持について

- ・資料10：桜井菟田野線の路線維持について

桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について

桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を次のように改正する。

別表(第 4 条関係) 桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員 中

「

奈良県土木部	次 長
--------	-----

」を

「

奈良県土木部道路・交通環境課	課 長
----------------	-----

」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 1 月 11 日から施行する。

平成 2 1 年度事業報告について

・桜井市地域公共交通総合連携計画及び事業計画の策定

平成 2 1 年 6 月 2 3 日以降 4 回、桜井市地域公共交通活性化再生協議会を開催し、総合連携計画の策定を行った。

・桜井市地域公共交通活性化再生協議会の開催

第 1 回 平成 2 1 年 6 月 2 3 日

- ・桜井市地域公共交通総合連携計画の策定について
- ・桜井市コミュニティバス実証運行結果とバス交通の現状について

第 2 回 平成 2 1 年 1 1 月 6 日

- ・桜井市地域公共交通総合連携計画(案)の中間報告について

第 3 回 平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日

- ・桜井市地域公共交通総合連携計画(素案)の最終報告について
- ・事業計画(案)について

第 4 回 平成 2 2 年 1 月 1 3 日

- ・パブリックコメントの結果について
- ・桜井市地域公共交通総合連携計画(案)の確定について
- ・事業計画(案)の確定について
- ・調査事業に係る事後評価について

第 5 回 平成 2 2 年 3 月 2 5 日

- ・平成 2 2 年度協議会予算について
- ・桜井市デマンド型乗合タクシー運行要綱の制定について
- ・桜井市デマンド型乗合タクシー運行事業者の選定について

平成21年度収支決算報告について

(歳入)

(単位：円)

科 目			予 算 額	収 入 済 額	差 引 増 減	摘 要
款	項	目				
2	補助金	1 補助金 1 補助金	9,429,000	6,037,500	△ 3,391,500	地域公共交通活性化・再生総合連携計画策定調査事業補助金
4	諸収入	1 諸収入 1 雑入	0	100	100	
合 計			9,429,000	6,037,600	△ 3,391,400	

(歳出)

2	事業費	1 事業費 1 事業費	9,429,000	6,037,500	△ 3,391,500	桜井市公共交通活性化連携計画策定委託料
合 計			9,429,000	6,037,500	△ 3,391,500	

歳入決済額 6,037,600円
 歳出決済額 6,037,500円
 翌年度繰越額 100円


平成21年度の決算につき書帳簿及び証拠書類と対照調査の結果、いずれも適正に執行され、上記のとおり決算には誤りはないものと認める。

平成 23 年 / 月 5 日

監査員 桜井市自治連合会会長

藪 野 昌 治 

監査員 桜井市社会福祉協議会会長

鈴木 秀 雄 

桜井市コミュニティバス輸送実績

桜井初瀬線

1日平均利用者数 (4月～11月)	前年度1日平均利用者数
117.8人	152.0人

1便平均利用者数 (4月～11月)	前年度1便平均利用者数
7.1人	9.1人

運送収入(4月～11月)	前年度運送収入(4月～11月)
4,771,213円	3,979,463円

朝倉台線

1日平均利用者数 (4月～11月)	前年度1日平均利用者数
66.6人	69.7人

1便平均利用者数 (4月～11月)	前年度1便平均利用者数	1便平均利用者数(目標)
11.1人	10.0人	12人

運賃収入(4月～11月)	前年度運賃収入(4月～11月)
2,440,900円	2,073,467円

多武峯線

1日平均利用者数 (4月～11月)	前年度1日平均利用者数
266.3人	

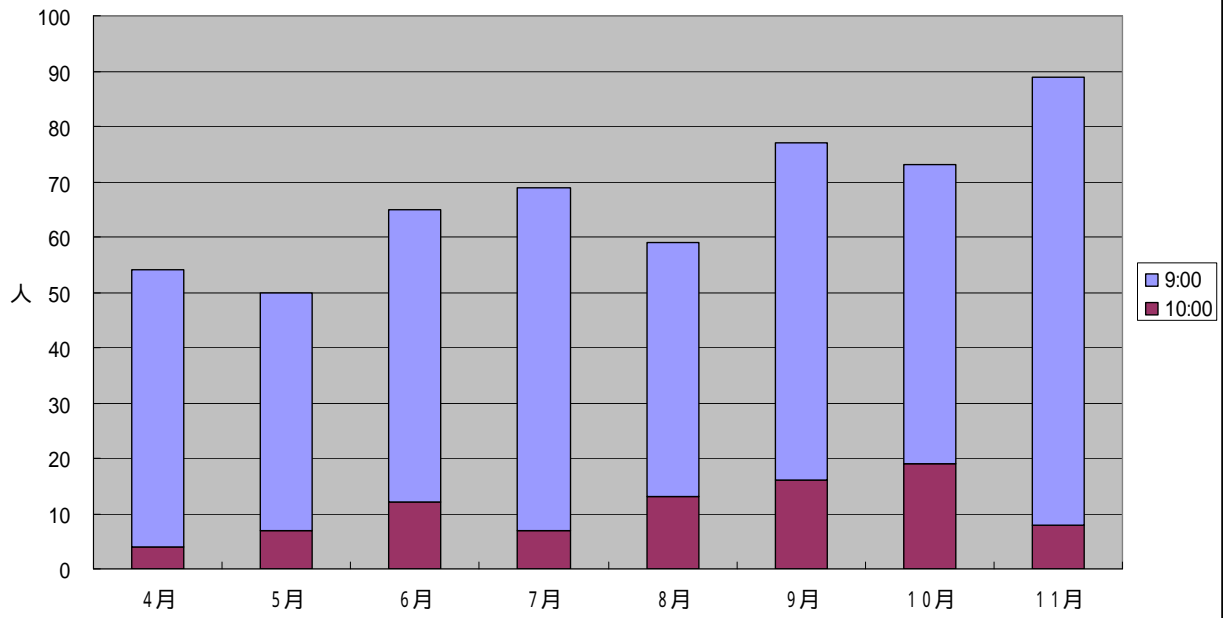
1便平均利用者数 (4月～11月)	前年度1便平均利用者数	1便平均一般利用者数(目標)
14.8人	11.2人	17.0人

運送収入(4月～11月)	前年度運送収入(4月～11月)
14,561,860円	12,056,788円

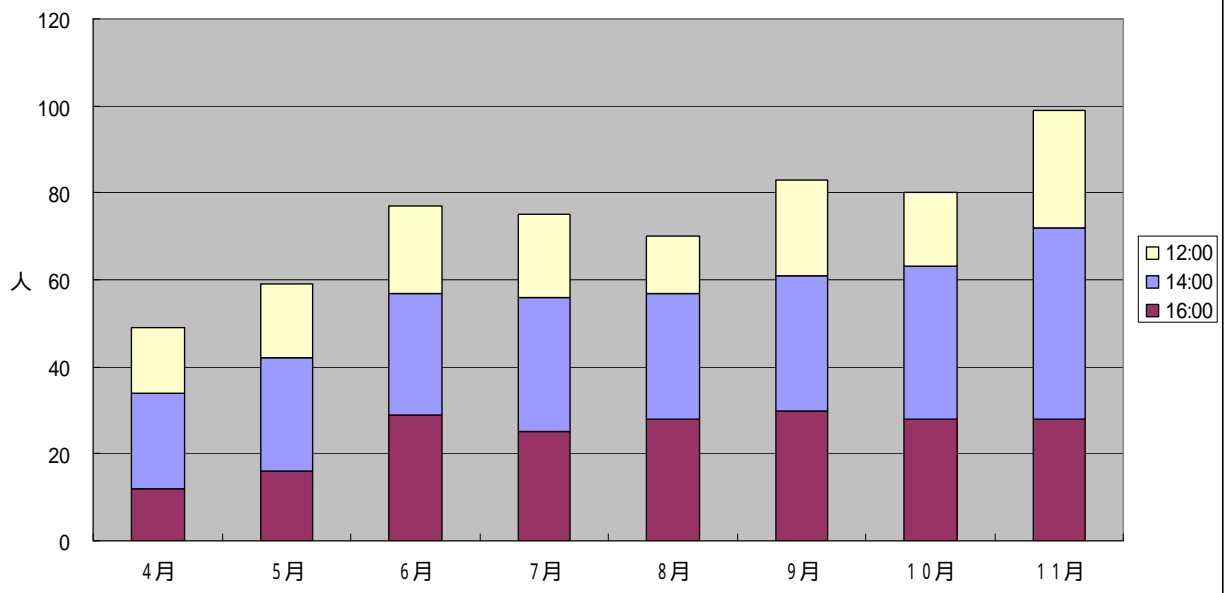
桜井市デマンド型乗合タクシー輸送実績

運行日（4月～11月）	63日
総利用者数（4月～11月）	1,128人 (月曜日 561人、木曜日 567人)
一便平均利用者数	3.9人
予約率	91.7%
運行経費（4月～11月）	1,994,100円
運賃収入（4月～11月）	527,900円
収支差額（4月～11月）	1,466,200円
収支率（4月～11月）	26.5%

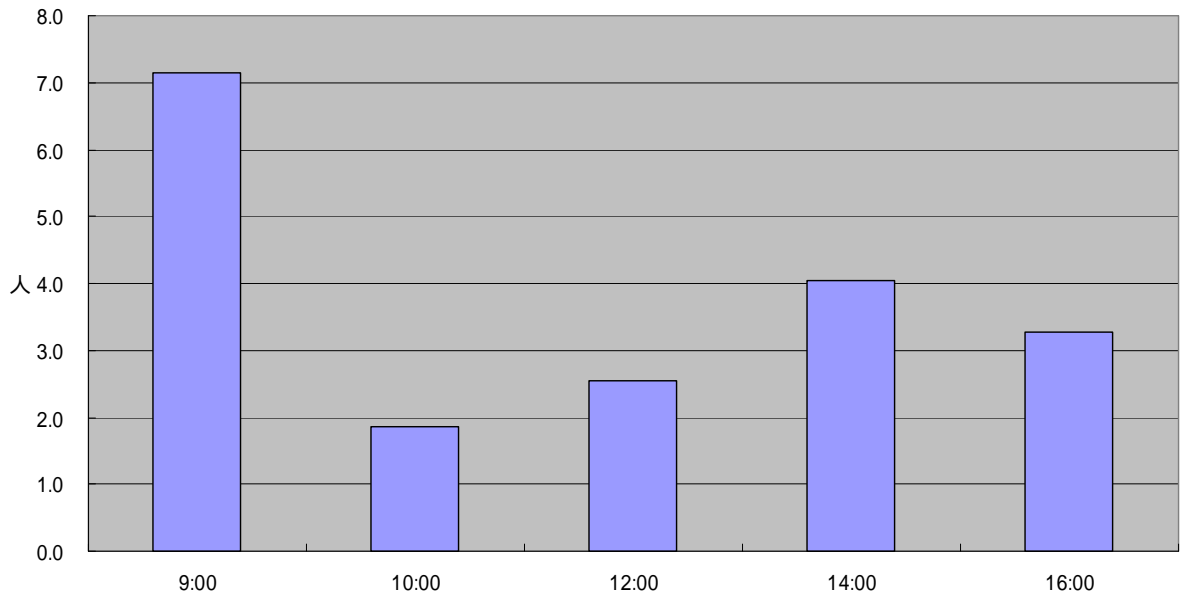
月別利用者数 (上之郷地域発済生会中和病院行)



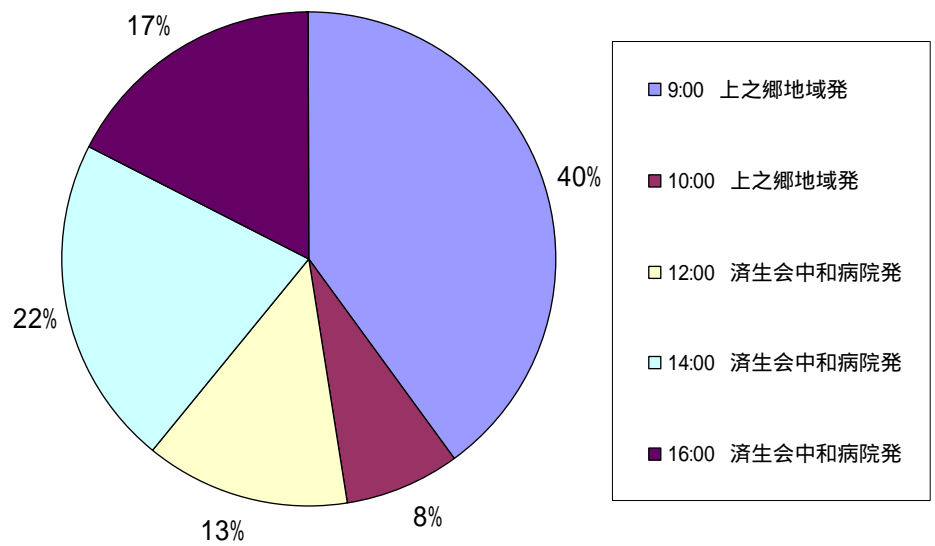
月別利用者数 (済生会中和病院発上之郷地域行)



便毎平均利用者数



便別利用者割合



便每予約率

予約率(全体)	91.7%
9:00 上之郷地域発	100%
10:00 上之郷地域発	73.0%
12:00 済生会中和病院発	93.7%
14:00 済生会中和病院発	96.8%
16:00 済生会中和病院発	95.2%

計画事業に係る事後評価(案)(初年度・2年度目)

総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会において、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を適切に選び出した。試行的に事業を実施する中で、その実施状況を報告し、事業の本格運行を見据えて、来年度の事業計画を審議、決定している。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

事業計画に位置づけられた事業(コミュニティバス実証運行及びデマンド型乗合タクシー実証運行)を適切に実施した。

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

事業計画において、計画事業の目標値が設定されている。コミュニティバスの実証運行事業については、1便平均利用者の目標値が定められていて、4月～11月までの輸送実績に基づいて1便あたりの平均利用者数を算出し、事業評価を行った。また、デマンド型乗合タクシーの実証運行事業については、年間利用者数の目標値が定められていて、4月～11月までの輸送実績に基づいて1ヶ月あたりの平均利用者数から年間利用者数(見込み)を算出し、事業評価を行った。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

コミュニティバスの実証運行事業については、民間路線バスの運行休止に伴い運行主体が変わり、住民に対して運賃割引制度を適用するサービスを提供するなど、利便性向上に努めている。そのような中、地元住民や観光客の利用が引き続きあることから、「効率的で利便性の高い運行路線・体制の再編」という目標を達成するために適切な事業であると判断される。また、デマンド型乗合タクシーの実証運行事業については、公共交通空白地になる前に運行していたバス交通よりも地域住民の利用があることから、「交通空白地における公共交通の確保」という目標を達成するために適切な事業であると判断される。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

<p>自立性・持続性</p>
<p>1 事業の本格実施に向けての準備</p>
<p>実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p>
<p>コミュニティバスの実証運行事業については、目標の乗車人員には達していないが、事業開始前と比べて増加傾向にあるため、引き続き周知啓発活動を積極的に行っていかなければならない。また、デマンド型乗合タクシーの実証運行事業については、利用状況は良好であるが、便により利用状況に大幅な差があることから、本格運行に向けては地元ニーズを把握しながら、ダイヤ等を見直していく必要がある。</p>
<p>実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p>
<p>コミュニティバスの実証運行事業については、目標の乗車人員には達していないが、事業開始前と比べて増加傾向にあり、また、デマンド型乗合タクシーの実証運行事業については、同地域を運行していたバス交通よりも1便あたりの乗車人員が増加しているため、来年度も同じ運行形態で実証運行を行っていく。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p>
<p>平成23年度においてコミュニティバスの実証運行及びデマンド型乗合タクシー実証運行の事業を実施するにあたっては、地域公共交通活性化・再生総合事業(計画事業)による国費のほか、桜井市からの財政支出によることによる。桜井市の財政支出分は、平成23年3月議会に平成23年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。</p>
<p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p>
<p>地域自治会や住民が、コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの利用促進の啓発活動を積極的に行うなど、地域の協力を得ている。</p>
<p>当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p>
<p>法定協議会において実証運行の結果を慎重に検討し、コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの見直しを行い、持続可能な交通体系を構築するための財源確保をしていく予定である。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の協議事項については桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約にいて定められており、協議会において適正に審議している。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

法定協議会の構成員には桜井市の自治連合会会長、桜井市老人クラブ会長及び桜井市社会福祉協議会会長が含まれ、住民の代表として意見が計画事業に反映される仕組みとなっている。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成20年度第1回法定協議会においては法定協議会の規約が決定され、それ以降の法定協議会においては連携計画及びその実現のための事業計画が審議・決定され、平成22年度から計画事業がスタートしている。その後も計画事業に係る事業実施状況及び自己評価報告案が報告・審議されており、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会における審議資料及び議事録について、桜井市ホームページにおいて公開している。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において計画事業の進め方、実施状況が報告・審議されるとともに、事業対象地域の自治会役員にも実施状況を報告し、地域関係者の合意形成がなされた上で、来年度も計画事業を実施することとなっている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

【基本的な方針】

誰もが移動しやすく、利便性の高い公共交通サービスの提供と公共交通を支えるシステムづくり

【区域】

桜井市全域

【計画期間】

平成22年
～平成24年

【目標】

交通空白地における公共交通の確保
効率的で利便性の高い運行路線・体制の再編
既存バス路線の利用促進
モビリティ・マネジメントの推進 = 車から公共交通への利用転換
公共交通を支える運行システムや住民参加の仕組みづくり

【事業・実施主体】

乗合タクシー事業
乗合タクシーをデマンド
(予約型)方式で運行

< 桜井市地域公共交通活性化
再生協議会 >
< 桜井市 >

コミバス事業
運行ルートを変更し、済
生会中和病院へ延伸、あ
わせてダイヤ変更

< 桜井市地域公共交通活性化
再生協議会 >
< 桜井市 >

コミバス事業
民間路線の運行休止に
伴い、コミバスとしての運
行

< 桜井市地域公共交通活性化
再生協議会 >
< 桜井市 >

【その他】

コミバスの運賃改定(現行:一律200円→改定:初乗り180円から上限300円の段階運賃)

平成22年度事業計画概要

事業概要	実行主体	評価事項
デマンド型乗合タクシー実証運行 (上之郷地域)	桜井市地域公共交通活性化再生協議会、 桜井市	・公共交通空白地域の解消 ・主要鉄道駅及び総合病院(済生会中和病院)へのアクセス向上等住民の生活の質的向上
コミュニティバス実証運行 (多武峯地域)	桜井市地域公共交通活性化再生協議会、 桜井市	・民間路線バスの休止代替 ・独自の割引制度等住民の利便性を向上
コミュニティバス実証運行 (朝倉台地域)	桜井市地域公共交通活性化再生協議会、 桜井市	・総合病院(済生会中和病院)へのアクセス向上等住民の生活の質的向上

平成22年度事業実施概要

検討の経緯

23年1月:第1回協議会

- ・22年度実証運行結果について
- ・事後評価について
- ・23年度コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの運行計画について

12月までの事業実施状況

【実施状況・実施主体】

乗合タクシー運行
(上之郷地域)
・4月:実証運行開始

< 桜井市地域公共交通活性化
再生協議会 >
< 桜井市 >

コミバス運行
(多武峯線)
・4月:実証運行開始

< 桜井市地域公共交通活性化
再生協議会 >
< 桜井市 >

コミバス運行
(朝倉台線)
・4月:既存路線バスルート変更

< 桜井市地域公共交通活性化
再生協議会 >
< 桜井市 >

【実施結果・成果等】

(4月～11月まで)
・輸送人員
4月 1便平均3.1人
→11月 1便平均4.5人

(4月～11月まで)
・輸送人員
22年度予想 1便平均10.3人
→実績 1便平均13.9人

(4月～11月まで)
・輸送人員
22年度予想 1便平均10.2人
→実績 1便平均11.1人

【評価・今後の方針等】

・公共交通空白地域は解消(上之郷地域)
・上之郷地域住民の主要鉄道駅・総合病院(済生会中和病院)へのアクセス向上
・乗合率を高め、効率的な運行ができるように努める

・民間路線バスの休止代替
・独自の割引制度等住民の利便性を向上
・利用者増加に向け今後利用促進策を検討

・総合病院(済生会中和病院)へのアクセス向上等住民の生活の質的向上
・利用者増加に向け今後利用促進策を検討

平成21年度二次評価結果に係る事業の概要

二次評価指摘事項

総合評価

計画事業の実施

具体的成果

自立性・継続性

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

二次評価に係るの事業実施状況

計画事業初年度のため、前年度二次評価指摘事項はなし



上記のとおり法定協議会において、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を適切に選び出した。試行的に事業を実施する中で、その実施状況を報告し、事業の本格運行を見据えて、来年度の事業計画を審議、決定している。

平成 23 年度桜井市コミュニティバスの運行計画

桜井初瀬線

現行どおり運行

午前 7 時台から午後 6 時台まで運行

桜井駅南口～桜井東中学校～与喜浦	9.5 (学校開校日)
	7.0 (学校休校日)
	7.0 (土曜日)
	7.0 (日祝日)

朝倉台線

現行どおり運行

午前 9 時台から午後 3 時台まで運行

大和朝倉駅 仁王堂 (済生会中和病院前)	大和朝倉駅
	6.0 (平日)
	0.0 (土曜日)
	0.0 (日祝日)

多武峯線

現行どおり運行

午前 6 時台から午後 7 時台まで運行

桜井駅南口～倉橋池口～談山神社	10.0 (学校開校日)
	10.0 (学校休校日)
	8.5 (土曜日)
	8.5 (日祝日)

平成 23 年度桜井市デマンド型乗合タクシー運行計画

エリアデマンド（区域運行）で、基本は各家の前に停車

済生会中和病院直結運行

...上之郷地域から桜井駅を經由し、中和病院まで直結して運行

...希望により長谷寺駅を經由

運行日・運行ダイヤ：平日・週 2 日（月・木）運行

9 時・10 時 上之郷地域発済生会中和病院行

12 時・14 時・16 時 済生会中和病院発上之郷地域行

運行車両：一般タクシー（5 人又は 4 人乗り・運転手除く）を利用

運賃：1 乗車大人 500 円

事前予約制：・朝便は前日の 21:00 までに電話予約

・午後便は発車時刻の 30 分前までに電話予約

利用者登録制：利用希望者は事前に登録し、「利用登録証」を発行

平成23年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算(案)

(歳入)

款	項	目	金額(千円)	説明
01 負担金	01 負担金	01 負担金	49,607	桜井市負担金
02 補助金	01 補助金	01 補助金	8,202	地域公共交通活性化・再生総合事業補助金
合計			57,809	

(歳出)

款	項	目	金額(千円)	説明
01 運営費	01 会議費	01 会議費	30	通信運搬費 会議開催案内等 30,000円
	02 事務費	02 事務費	370	消耗品費 一般事務消耗品 70,000円 印刷製本費 パンフレット等 300,000円
02 事業費	01 事業費	01 事業費	57,409	桜井市コミュニティバス運行業務委託料 55,016,950円 ・桜井初瀬線、朝倉台線、多武峯線の3路線運行 桜井市デマンド型乗合タクシー運行業務委託料 2,392,000円
合計			57,809	

桜井菟田野線の路線維持について

現在、奈良交通(株)が運行している桜井菟田野線について、「広域的・幹線的バス路線維持対策費補助における運行費補助(格上げ)」の補助要件(経常収支率9/20以上)を満たすために、沿線市(桜井市・宇陀市)が奈良交通(株)に運送収入の不足分を負担し、同路線の運行を維持する。

桜井菟田野線

- ・ 奈良交通(株)が運行する路線バス
- ・ 桜井駅南口から大宇陀及び菟田野間を運行
- ・ 以前は、奈良交通(株)が国・奈良県から運行費補助を受けて運行していた。
- ・ 栗原地区から桜井市立城島小学校へ通学する児童が利用(スクール対応)
- ・ 平成23年4月から下記のとおり路線を再編し運行する。

桜井駅南口～菟田野	現：平日	3.5回	新：廃止
	現：土日祝日	2.5回	新：廃止
桜井駅南口～大宇陀	現：平日	4.0回	新：5.5回
	現：土日祝日	2.5回	新：5.5回
大宇陀～菟田野	現：平日	0.0回	新：1.0回
	現：土日祝日	0.0回	新：1.0回
麻生田～大宇陀	現：平日	0.5回	新：廃止

「桜井駅南口～大宇陀」系統が沿線市の負担対象系統となる。

桜井市・宇陀市の負担割合

運行距離を両市で按分

桜井市：宇陀市 = 61.1 : 38.9

バス路線維持対策 補助制度一覽

制度名 区分	1. 広域的・幹線的バス路線維持対策費補助(国庫協調補助)			2. 過疎路線バス維持対策費補助 (県単独補助)	3. デマンド交通整備費補助 (県単独補助)
	①運行費補助(国庫協調)	②運行費補助(格上げ)	③車両減価償却費補助		
補助先	●乗合バス事業者	●乗合バス事業者	●乗合バス事業者	●乗合バス事業者	●市町村、NPO法人等※ ※公益法人・生協・農協・医療法人・ 社会福祉法人・商工会議所・商工会を含む。
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ●地域協議会において維持・確保が必要と認められ、次の要件すべてに該当する路線 = 「生活交通路線」 [補助対象要件] ・複数市町村にまたがる路線 ・キロ程10km以上の路線 ・運行回数 3回/日以上 ・輸送量が15~150人/km・日 ・県庁所在地、広域行政圏の中心市町村等へアクセス ・経常収支率 11/20以上(自治体補助含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ●下記要件を全て満たす路線 ・平成20年度において運行費補助(国庫協調)の対象となった路線 ・国庫協調補助要件のうち、「経常収支率 11/20以上」以外の要件を全て満たす路線 ・経常収支率9/20以上(市町村補助含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ●主として、左記の生活交通路線の運行の用に供するノンステップ車両 (・地上から車両の床面までの地上高が65cm以下 ・国の「標準仕様ノンステップバス認定要領」に基づく認定を受けた車両 	<ul style="list-style-type: none"> ●十津川線、熊野線 (左記1の補助要件に該当しない路線で、複数の過疎市町村にまたがり、地域住民の広域移動や観光客の輸送確保に必要な幹線 	<ul style="list-style-type: none"> ●デマンド交通の導入 [補助対象要件] ・市町村有償運送については「地域公共交通会議」、NPO等による過疎地有償運送については「運営協議会」の協議が調っていること ・運行開始後3年間の収支計画があり、継続性が見込まれること
補助対象経費	●欠損額、又は標準費用で積算した経常費用の9/20のいずれか低い額 [会計年度の9月30日を末日とする1年間の運行]	●経常経費の11/20と経常収益との差額	●1500万円を上限とする車両購入費(消費税除く)に係る減価償却費(定率法)	●欠損額 (・会計年度の9月30日を末日とする1年間の運行 ・経常費用単価は、会計年度の2年前の数値を使用して積算	●設備整備費 ●車両購入費 (対象期間は、いずれも会計年度の3月31日を末日とする1年間
補助率	●国 1/2、県 1/2	●県 10/10	●国 1/3、県 1/3	●県 1/2 (市村 1/2) (県は沿線市村負担額と協調)	●設備整備費 1/4(上限45万円) ●車両購入費 1/4(上限90万円)
補助スキーム					
交付税措置	●市町村、県負担額に対し特別交付税8割措置	●市町村、県負担額に対し特別交付税8割措置	●県負担額に対し特別交付税8割措置	●市村、県負担額に対し特別交付税8割措置	●市町村、県負担額に対し特別交付税8割措置
制度開始年度	●H13年度(H13.4月運行)～	●H21年度～(H20.10月運行～)	●H22年度～ ※H21年度までは車両購入費に対して補助	●H19年度(H18.10月運行)～	●H19年度～